別紙5

Lie .	
新	IΠ
各地方運輸局長 殿	各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿	沖縄総合事務局長 殿
物流・自動車局長	自動車局長
<u>初机</u> 百勤年机民	口到平河区
「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて	「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて
自動車特定整備事業者、指定自動車整備事業者及び優良自動車整備事業者に対する	自動車特定整備事業者、指定自動車整備事業者及び優良自動車整備事業者に対する
│ 行政処分等の基準については、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準につい」	 行政処分等の基準については、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準につい
て」(平成18年3月2日付け国自整第126号)(以下「処分基準通達」という。)にお	て」(平成18年3月2日付け国自整第126号)(以下「処分基準通達」という。)にお
いて示され、平成 18 年4月1日より施行することとされたところであるが、その細	いて示され、平成 18 年4月1日より施行することとされたところであるが、その細
部取扱いを下記のとおり定めたので、今後、本取扱いにより適切に処理されたい。	部取扱いを下記のとおり定めたので、今後、本取扱いにより適切に処理されたい。
記	記
$1\sim6$ (略)	1~6 (略)
 附則(令和2年4月1日国自整第1号)(略)	
門則 (中年7月1日国日金第1万) (町)	門則(中省2千年月1日国日金第1万)(町)
PUBLICA TO NAVIONAL FINAVA FINAVA FINA	
附則(令和※年※月※日国自整第 ※ 号)	
1. この通達は、令和6年10月1日以降に行われた違反行為に適用する。	
2. この通達の施行前に行われた違反行為に対する行政処分等の基準の適用につ	
いては、なお従前の例によるものとする。	

		新						[F]			
別表1 自動	車特定整備事	事業に係る違反点数表				別表1 自動	車特定整備事	業に係る違反点数表			
違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備	考	違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備	考
法第29条 ~ [則第62条 の2の2 1-10] 注第01条の	(略)	①電子情報処理組織へ	3 占	①次に掲げ	ボスまの な	法第29条 ~ [則第62条 の2の2 1-10] (新設)	(略)				
3 [則第 62 条の 2 の 2	電子情報処	の接続に必要な識別符号の不正な使用	3点	含む ・識別符号 業場以外の し使用させ ・他の事業 符号を使用 査又は OBI 施した場合	号を当該事 つ者に提供 けた場合 差場の識別 目し OBD 検) 確認を実	(新茂)					
		②0BD 検査及び0BD 確認 に係る不正なデータを 送信した	10点	より虚偽の 送信した場	台 ずるものを まし行為に ウデータを 計 計 計 か が よ に の もの もの もの もの もの もの もの もの もの						
		③独立行政法人自動車 技術総合機構又は軽自 動車検査協会において 基準適合性審査を受け るまでに OBD 検査又は OBD 確認作業後に OBD 検 査に影響がある整備及 び調整を実施又は依頼	<u>5点</u>								

新	III
④自らの事業場において点検整備を行う又は行った車両以外の車両に対して OBD 検査又はOBD 確認を実施した場合 3点 ⑤事業場外で OBD 検査又はOBD 確認を実施した場合 3点	
[則第 62 条 の2 の2 -2 項] ~ 法第 100 条 -2 項 注1-1~注1-2 (略)	[則第 62 条 の2 の 2 -2 項] ~ 法第 100 条 -2 項 注1-1~注1-2 (略)

	 新					 [8]			
	P								
				7322 1021	1297—TENN 1.71	KI-VI OLLIZZINISK			
違反条項 違反事項	具体的違反事例	違反点数 備	考	違反条項		具体的違反事例	違反点数	備	考
法第 94 条 (略)				法第 94 条	(略)				
\mathcal{O}_2				02					
~1項				-1項					
[指定規則				[指定規則					
第5条				第5条					
-4項]				-4項					
法第 94 条 (略)				法第 94 条	(略)				
	略) ·			Ø 5	(点検・整	(略)			
-1 項 備·検査不 <u>⑦</u>		10 点/台 事故を惹		-1 項	備・検査不	(新設)			
	合状態のものを適合	は30点			適切)				
	態であるようにした 偽のデータにて OBD	注2-1	_						
	査を実施し適合証を								
	付した。								
80	OBD 検査を OBD 確認モ	3点				·····································			
	ドで実施し適合証を								
L	付した								
(略)					(略)				
	略)			-4 項	・検査員の	(略)			
不正証明行為					不正証明行				
	なりすまし行為や不	一 解任命令	× 1		為	 (新設)			
	合状態のものを適合		_			(利取)			
<u></u>	態であるようにした								
	偽のデータにて OBD								
	査を実施し適合証に								
L 	明した								
(略) 法第 94 条 (略)				(略)	T /m&\				
	 略)			法第 94 条		/m⁄z \			
-1 項 備・検査不 <u>③</u>		10点/台 事故を惹	起した場合	の5の2 -1項	(点検・整 備・検査不	(略)			
	合状態のものを適合	<u>は30点</u>			適切)	(新設)			
	態であるようにした	注2-1			N=1 541				
虚	偽のデータにて OBD				l [

—————————————————————————————————————	旧
横査を実施し限定適合 証を交付した。 ④0BD 検査を 0BD 確認モ ードで実施し限定適合 証を交付した (略) ・検査員の ・検査員の 不正証明行 為 ④なりすまし行為や不 適合状態のものを適合 状態であるようにした 虚偽のデータにて 0BD 検査を実施し限定適合 証に証明した	(新設) (略) -3項 (略) ・検査員の 不正証明行 為 (新設)
法第 94 条 の 6 -1 項 ~ 法第 100 条 -2 項 注 2-1~注 2-6 (略)	法第94条 (略) の6 -1項 〜 法第 100 条 -2項 注2-1~注2-6 (略)